

第 23 期 第 1 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 2 9 年 7 月 3 1 日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 1 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 1 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		主事

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	4 件
	議案第 2 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
	議案第 3 号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	1 件

第 3	報告第 1 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
	報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知について	4 件
	報告第 3 号	相続税の納税猶予に関する継続届について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第1回7月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日、〇〇 〇〇委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

今回4件の申請がありました。

1番

譲渡人	米湊 〇〇 〇〇
譲受人	米湊 〇〇 〇〇
申請土地	鶴崎 字西ノ坂 田 外2筆
譲受人の耕作面積	0.00 m ²
申請理由	（譲渡人）譲受人である子からの要望。 （譲受人）新規就農にあたり耕作地の確保が必要。
権利の種類等	贈与による所有権移転
譲受人の作付予定作物	7月20日付けで伊予市青年等就農計画認定審査会でも認定を受けております、 ピーマン、ケール、キウイフルーツ、産直野菜を栽培予定。

主な農機具の保有状況 農作業用自動車
トラクター、管理機等については、両親より
リースを予定。

労働力 常時1人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項がございます。

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

現地確認は以前の〇〇〇〇委員がしております。先日お会いしまして問題がないということでした。それでも私も現場を本日確認しました。障子山のふもとでして、標高は350mということでした。支障がないということです。本人も〇〇さんの次男坊ということでした。お話をしたのですが何も問題がなく適当ということでご報告申し上げます。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

新規就農者

鶴崎で農業をしている〇〇〇〇といいます。今はピーマンを1反作っています。秋からキウイとケールを植えていきます。キウイが1反、ケールが3反やっていきます。全体で5反6畝ありますが、残りの6畝は市場で新しい作物をやっていこうと考えています。お世話になりますがよろしくお願いします。

委員

〇〇〇〇です。労働者は何人ですか？

新規就農者

現在は一人です。兄が手伝いをします。

委員

体が資本なのでがんばっていただきたいと思います。

<新規就農者退室>

議長

他にご質疑ありませんか。

委員

独身の方ですか。

事務局

独身です。

委員

お父さんも元気ですか。手伝ってもらえるのですか。

地元委員

手伝ってもらえると思います。キウイは手が足りませんが、野菜はピーマンを収穫していましたが、ケールが3反ということで労力がちょっとわかりませんが、葉を取るだけなので心配はないと思います。兄弟もおりますし、いざとなれば親も手伝えると思います。

議長

他につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

もう一人新規就農者がいますので、番号をとばしまして4番について事務局より説明をお願いします。

事務局

4番

貸渡人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請土地	上吾川	字向井	畑 外5筆
譲受人の耕作面積	0.00	m ²	
申請理由	(貸渡人)	借受人(である孫)からの要望。	
	(借受人)	新規就農にあたり耕作地の確保が必要。	
権利の種類等	3年間の使用貸借権の設定		
譲受人の作付予定作物	申請地では、貸渡人である祖父等の指導も仰ぎながら現在の利用と同様に、施設トマト、柑橘等を栽培予定		
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業用自動車		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

新規就農者

祖父から譲り受ける形で、柑橘の紅マドンナ、甘平、温州みかんを引き継いで、ハウストマトも大玉をします。

議長

今、〇〇さんより営農計画、ハウスでは大玉トマト、柑橘では紅マドンナ等を今後生産していくというご報告がありましたが、皆さんからご質疑、ご意見はありませんか？

委員

品種ごとの面積を教えてください。

新規就農者

ビワで 267 m²、施設トマトは 1884 m²、紅マドンナは、1037 m²です。
カンペイは 586 m²、603 m²です。温州みかんは 998 m²です。

委員

マドンナは大きい木ですか？

新規就農者

植えて三年になります。まだ実はついていません。

委員

農業技術関係の勉強はされていませんか？

新規就農者

〇〇の研修所で 2 年間研修を行ってきました。

議長

他に何かございませんか？ないようでしたら。

<新規就農者退室>

番号 4 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

〇〇さんの性格は実直な方です。年齢は 25 歳で、兄弟は 4 人です。

〇〇研修センターで 2 年研修されています。半年は果樹の研修もされています。今年も剪定の研修もされています。

野菜はミニトマト、えだまめ、レタス、伊予なすを作って、ハウスを 3 つ使っています。5 年以内に生産を倍にしたいということです。新規に倉庫を建てたいということです。家から倉庫が遠いということで家の裏に建てたいということです。おじいさんは昔農業委員を 9 年ほどされた方です。農業はご家族で熱心な方々です。お兄さん、お母さんも手伝ってもらえます。家族経営でやっていますので、これからの農業経営を担っていただきたいと思います。

委員

この方たちは新規就農給付金の対象者ですか。それをもらうことになっていますか

事務局

〇〇さんは対象者ですが、ご本人のご意向で申請されないとのこと。

〇〇さんは申請されるとのこと。

議長

それでは、番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

2番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	双海町高岸	〇〇	〇〇
申請土地	双海町高岸 字西ウネ 畑 外2筆		
譲受人の耕作面積	35,272.72 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	しきび、さかき (今回の申請地でも、しきび、さかきを栽培予定)		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、クローラー		
労働力	常時5人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

前任者より確認いたしました。〇〇さんの方は地元を離れられて、宅地と農地を売買したいという状況の中で、〇〇さんと話ができたとのことです。問題ないということです。よろしくお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

3番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請土地	宮下 字於竹川 田 外6筆		
譲受人の耕作面積	9,285 m ²		
申請理由	(譲渡人) 相続により農地を取得したが耕作ができない (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、野菜、果樹(デコポン、米、野菜を栽培予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、コンバイン、田植機、農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

推進委員の〇〇です。農業委員の〇〇さんが欠席のため説明いたします。

〇〇さんですが、所有者の〇〇さんが亡くなりまして、〇〇さんが相続しました。

しかし、まったく農業経験がない方で、〇〇さんの奥さんが〇〇さんと親戚関係であります。ということで、〇〇さんと売買が成立したということです。よろしく願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

■議案第２号 農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第２号「農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

今回1件の申請がありました。

1番

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

貸人 下三谷 ○○ ○○
 ○○ ○○

賃借人 下三谷 〇〇 〇〇

申請地 下三谷字齊ノ神 田

轉用目的 農家住宅

権利の種類等

申請人の〇〇さんは現在、農業後継者として夫婦と子供３人の家族５人で暮らしていますが、〇〇さんが入籍し夫と同居する予定のため、現在の居住スペースでは、家族で生活を行うにあたり大変手狭さを感じており、二世帯住宅として建て替えるために農家住宅を建築することを希望しています。

申請地は、下三谷〇〇集落に位置する宅地に囲まれた農地であり、10ha 未満の広がり
の無い第2種農地と判断されるものです。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。

議長

議案2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

ただいま説明がありましたとおり、〇〇〇〇さんの屋敷内の田の一部を〇〇さんが農家住宅を建てたいということで、よろしく願いいたします。

議長

議案２につきましてご意見ご質疑はございませんか。

議案２につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案２につきまして原案のとおり承認いたします。

■議案第３号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回１件の申請がありました。

申請地説明図の(５)～(８)が関係資料となっています。

１番

申出人	市場	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇

土地所有者	市場	〇〇	〇〇
-------	----	----	----

説明図面では〇〇さんになっていますが最近相続がありましたので、所有者は〇〇さんに名義変更されています。

申出地	市場字中盛	田
-----	-------	---

転用目的	分家住宅
------	------

申出者は、現在、妻の両親と家族４人で妻の実家に同居しているが、昨年子供が生まれ、現在の住居は手狭であり、妻の両親の農作業を継続的に手伝っていくことや、将来

的に介護をするために自己住宅を構え生活基盤を確立したく、今回の申請に至ったものであります。

申出地は、市場の〇〇集落に位置しており、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件について、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

という要件があります。

今回の案件は関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

議案3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

前任者にお伺いしたところ、〇〇さんは息子さんがいないので、〇〇が娘になります。娘の旦那さんにこれから手伝ってもらうことです。よろしくお願いいたします。

議長

議案3につきましてご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

議案3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案3につきまして原案のとおり承認いたします。

つづいて5ページをお開きください。

■報告第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請農地	米湊字西ノ原	田	
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権 移転		

議長

報告第1号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きまして6ページをお開きください。

■報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回4件の届出がありました。

1番

貸出人	市場	〇〇	〇〇
借受人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
申請土地	市場 字宮領	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(基盤)		

2番

貸出人	米湊	〇〇	〇〇
借受人	米湊	〇〇	〇〇
申請土地	米湊 字西ノ原	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(農地法第3条)		

3番

貸出人	稲荷	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇相続人代表 〇〇 〇〇
申請土地	市場 字高ソリ 田		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	賃貸借権設定(農地法第3条)		

4番

貸出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
借受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請土地	双海町上灘 字引坂 畑 外27筆		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	使用貸借権設定(農地法第3条)		

議長

報告第2号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

続きまして、9ページをお開きください。

■報告第3号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

被相続人	米湊	〇〇	〇〇
相続人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊字西窪	畑	外5筆
相続開始	平成11年8月4日		

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から3年目毎

に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を相続人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成 29 年 8 月 4 日であり、申請地が引続き農業経営を行っている農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による会長専決により、平成 29 年 7 月 14 日に証明書を交付したものです。

議長

報告第 3 号についてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 年間の定例総会日程について

事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成 29 年 8 月 30 日（水） 農業振興センター 第 2 会議室
を開催予定としております。

以上で、第 1 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成 29 年度第 1 回 7 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

（午後 2 時 25 分 閉会）